

改正案

現行

<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合） 第二百二十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約</p> <p>イ 被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されることが定められるものを除く。）であつて、その保険期間が被保険者の死亡の時までとされるもの（保険料を一時に払い込むことを内容とするもの）に限り、<u>保険契約者が法人であるものを除く。</u></p> <p>ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第七</p>	<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合） 第二百二十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約</p> <p>イ 被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されることが定められるものを除く。）であつて、その保険期間が被保険者の死亡の時までとされるもの（保険料を一時に払い込むことを内容とするもの）に限る。</p> <p>ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第七</p>
---	---

十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当するものにあつては、その締結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保険契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて保険料を一時に払い込むことを内容とするもの（保険契約者が法人であるものを除く。）

五・六（略）

2（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員

十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当するものにあつては、その締結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保険契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの

五・六（略）

2（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合

(会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあっては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)

。を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第六号に掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)(の更新に係るものを除く。)(の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(当該金融機関が同項第三号本文に

員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあっては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)

。を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号から第六号までに掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)(の更新に係るものを除く。)(の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しく

規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われるべき保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号イ及び第二号に掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二（略）

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲

はその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号イ及び第二号に掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二（略）

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲

げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一・二 (略)

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十二条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合

げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一・二 (略)

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十二条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件(第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合に

にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一～五 (略)

五の二 前条第一項第五号に掲げる保険契約(前二号に掲げる保険契約に該当するものを除く。)

五の三 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するものを除く。)(に係る保険契約(第一号から第三号までに掲げるものを除く。)(のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払つことを約するもの)

五の四 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約(第一号から第三号まで及び前号に掲げるものを除く。)(のうち、当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴つて生ずる損害を填補する保険契約(当該事業者を保険契約者とするものに限る。))

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するものを除く。)(に係る保険契約(第一号から第三号まで及び前二号に掲げるもの並びに自動車保険契約(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。)(を除く。)(のうち、次のいずれにも該当しないもの

イ 法人その他の団体若しくは集団(以下この号において「団体等」という。)(又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

あつては、次項各号に掲げる要件)のいずれにも該当する場合とする。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするものを除く。)(に係る保険契約(第一号から第三号までに掲げるもの及び自動車保険契約(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。)(を除く。)(のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 保険期間の満了後満期返戻金を支払つことを約する保険契約

□ 団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うもの

七| 削除

八 (略)

2 (略)

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号又は第八号に掲げるもの）に限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の

□ 法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

七| 前条第一項第五号に定める保険契約（第四号及び第五号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

八 (略)

2 (略)

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号から第八号までに掲げるもの）に限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的

価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。) 又は保険期間の延長を含むものを除く。 第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。) に係るものを除く。) の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。)若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員(代表者を除く。)を保険契約者として第一項第八号に掲げる

物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。) 又は保険期間の延長を含むものを除く。 第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。) に係るものを除く。) の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう

保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

一・二 (略)

7 | 第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令
第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令）
昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用
）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法
施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び
第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭
和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の
特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）
第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金
融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条
の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合
法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の十三各号（
組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及
び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵}
^{農林水産}
省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主
務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産
業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項
第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成
十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の
特定関係者）に規定する者をいう。

（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる

一・二 (略)

(新設)

（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる

場合)

第二百十二条の四 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一～四 (略)

四の二 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、当該銀行等の特定関係者(第二百十二条の二第七項に規定する特定関係者をいう。第二百三十四条第一項(第三号を除く。)(において同じ。)(である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約(当該事業者を保険契約者とするものに限る。)(

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するものを除く。)(に係る保険契約(第二号から前号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。)(のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないもの

イ 法人その他の団体若しくは集団(以下この号において「団体等」という。)(又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

ロ 団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が少額短期保険業者

場合)

第二百十二条の四 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件(第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件)(のいずれにも該当する場合とする。

一～四 (略)

(新設)

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするものを除く。)(に係る保険契約(第二号から第四号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。)(のうち、法人その他の団体若しくは集団(以下この号において「団体等」という。)(又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を被保険者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする
契約を伴うもの

六 (略)

2 (略)

3 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が
第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を
行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければなら
ない。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関し
て顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第五号又は
第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを
確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特
例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものと
して金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定
の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関
であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融
機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に
規定する措置を講じている場合にあつては、常時使用する従業員の
数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはそ
の代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合に
おける当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の

六 (略)

2 (略)

3 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が
第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を
行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければなら
ない。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関し
て顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第六号に掲
げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するた
めの措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては
、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じ
ていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都
道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であ
つて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関
の融資先従業員等を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契
約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）
の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各
号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該
保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各

役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付

号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付され

される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

一・二（略）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条の五 法第二百七十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一 第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

二 第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約

三（略）

四 削除

五 第二百十二条の二第一項第六号に掲げる保険契約

六〇九（略）

2（略）

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

る保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

一・二（略）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条の五 法第二百七十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一 第二百十二条第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約

二 第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

三（略）

四 第二百十二条第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約

五 第二百十二条の二第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約

六〇九（略）

2（略）

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二（略）

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によつて支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約

一・二（略）

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百二十二条第一項第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等(銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百二十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等(銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先

、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百二十二条第一項第六号、第二百二十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百二十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である顧客又はその密接関係者を除く。）に対し、第二百二十二条第一項第六号、第二百二十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百二十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約）その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百二十二条第一項第四号から第六号まで、第二百二十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百二十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。第十五号において同じ。）（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。第十五号において同じ。）に対し、第二百二十二条第一項第四号から第六号まで、第二百二十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百二十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十一 (略)

十二 銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

十一 (略)

十二 銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省令第一号）第十條第一項第一号（法第十一條の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。））、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九條第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八條第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。以下この項において同じ。）に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はその役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当

十三 (略)

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知らずながら、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。))を除く。

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者(当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。)

() に対し、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約を除く。) の締結の代理又は媒介を行う行為

該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

十三 (略)

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知らずながら、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。))を除く。

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約(第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約を除く。) の締結の代理又は媒介を行う行為

十六〇十九 (略)

2 (略)

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）、及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）、並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、に規定する者をいう。）、又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中

十六〇十九 (略)

2 (略)

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）、及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、農林中央金庫法施行令第六条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）、並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、に規定する者をいう。）、又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中

「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、
「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4
8 (略)

「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、
「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4
8 (略)